

8月25日（金）、当事務所の田部・長和・佐々木3名の弁護士と事務局の遠山が、宮本徹衆議院議員（<https://miyamototooru.info/>）のお力添えにより、元練馬区議会議員・現都議会議員のとや英津子議員（<https://toya-jcp.info/>）と共に、衆議院議員会館の宮本徹議員室において、午前10時～約1時間、厚生労働省の職員3名の出席のもと、要請と意見交換をして参りました。

要請の内容

- ・生活保護受給者について、受給者の親族が亡くなったことにより、相続開始時（被相続人死亡日）に遺産（の請求権）がある＝「資産を持っている」と認定をされ、現金等の遺産が手元に入る（遺産分割等は数年かかる場合もあります）迄の間にうけた医療費（医療扶助）は、現金(資産)が手元に入った後に生活保護が廃止され、起算日（相続開始日）まで遡って、医療費10割全額の返還を求められます。
- ・この起算日から生活保護廃止日までのタイムラグが引き起こした現状により、これまで医療を受けて後悔をするという方や、この運用に対して裁判を起こして負けた方、生活保護から脱するチャンスを全て摘まれてしまった方等が数多くいます。
- ・また、同様に生活保護受給者が交通事故被害者になった場合でも、事故日に損害金の請求権がある＝「資産を持っている」と認定され、保険金の受領までの間に受けた、事故とは別の疾病等の医療扶助に対しても、後に保険金が支払われた時点で生活保護が廃止され、医療扶助10割分を、事故日まで遡及して返還を求められることとなります。結果、慰謝料等、保険金が上乘せされても、事故以外の医療費の10割返還によって、手元には何も残らず、生活保護からの脱することもできなくなる場合があります。
- ・このような生活保護受給者は、後に、10割返還を求められることを恐れ、（当事務所の事例で言えば）白内障の手術を諦め悪化させてしまったり、交通事故後

に、他の病院にかかることを我慢してしまったりしています。

・他方、国民健康保険は保険料を支払えば2年まで遡って加入することができますが、生活保護が廃止されたのだから、国民健康保険料を遡って納めて自己負担分(1～3割分)を返還すれば済むのでは?…と考えても、法律上、生活保護受給者(受給していた期間)は、国民健康保険の加入の「資格がない」とされているため、国保料の納付を受け付けてももらえません。

国民健康保険料を納め、自己負担1～3割分はちゃんと支払うという、生活保護を受けていない他の人々と同じ状況にすることさえできないのです。

・そのため、当事務所では大きく視点を変えて、「日本」の政策として「国民皆保険制度」という理念を持っている以上、生活保護受給者が資産を得られた際、国民健康保険料を支払い、1～3割の医療費の自己負担にも応じるつもりがある場合、国民健康保険に加入できないことは国民間の均衡を欠くこと、即ち、国保加入の権利が侵害されていると考え、これまでの過去の事例のように「運用」の変更を求めるのではなく、法改正に踏み込んでもらうように要請をしました。

残念ながら1時間にわたる要請・意見交換をしましたが、厚労省の方々からは「諸問題は従前より把握しておりますが法制度上は適した対応をしている」「生活保護申請時に、保護費等の返還について理解をしてもらった上で生活保護の受給を受けているはず」「判例もあるが特別な事情が考慮された事例」「ご意見等、良い勉強をさせていただきました」「財源については財務省が…」「(法制度見直しを)検討をするとは答えられない」と、終始、官僚答弁を繰り返すという印象でした。

ちなみに簡単ではありますが、宮本衆議院議員がX(旧Twitter)に投稿を下さったので以下にURLを貼付します。

<https://twitter.com/miyamototooru/status/1694963374818492792?t=UYdlmatm>

とはいえ、現行法に但書きを付記する程度の改正で済む可能性もあるため、Xに投稿していただいた反応も含め、運動が広がれば、このような国民間の不均衡が正せる可能性は大いにあります。

また、国民健康保険への加入を遡及することができて、医療費の3割の返還で済めば、その方の手元に資産が残る可能性も高くなり、生活保護から脱却できる方が増える可能性が大きくなります。総合的に、これは行政の財政にとっても悪いことではないはずです。

2015年頃には、東京司法書士会の会長がこの件について、既に声明を出して (https://www.tokyokai.jp/about/statement_pdf/news141226.pdf) いますが、弁護士会からの声明は出ていないようですので、今後は、弁護士会も巻き込めるような運動をすこしずつでも広げていきたいと考えております。

場合によっては、本件については、原告団を募って、国民健康保険加入権侵害訴訟等の国家賠償請求訴訟も考えられます。

皆様も、生活保護受給のシステムや、受給廃止後の現状にも意識を高めていただき、より多くの事例について情報共有をしていただければ嬉しい限りです。

なお、過去に医療費の全額返還をなされた方等がいらっしゃいましたら、別項のアンケートにご協力をいただき、具体的な情報をお寄せいただけますと幸いです。

以上